

安全管理規程

(旅客自動車運送事業)

平成25年12月1日制定

(第一版)

中越交通株式会社

中越交通株式会社三条営業所バス課

安全管理規程

目 次

第一章 総則

第二章 輸送の安全を確保するための事業運営の方針等

第三章 輸送の安全を確保するための事業の実施及び管理体制

第四章 輸送の安全を確保するための事業の実施及び管理方法

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程（以下「本規定」という。）は、道路運送法（以下「法」という。）第22条の2の規程に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、もって旅客輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本規程は、当社の貸切バス事業に係る業務活動に適用する。

第2章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

(輸送の安全に関する基本的な方針)

第3条 社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。また、現場における安全に関わる声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させる。

2. 輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善（Plan Do Check Act）を確実に実施し、安全対策を不断に見直すことにより、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努める。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表する。

(輸送の安全に関する重点施策)

第4条 前条の輸送の安全に関する方針に基づき、次に掲げる事項を実施する。

- (1) 輸送の安全の確保が最も重要であるという認識を徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守すること。
- (2) 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効果的に行うよう努めること。
- (3) 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講ずること。
- (4) 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有すること。
- (5) 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを適確に実施すること。

2. グループ企業間で密接に協力し、一丸となって輸送の安全性の向上に努める。

(輸送の安全性に関する目標)

第5条 第3条に掲げる方針に基づき、目標を策定する。

(輸送の安全に関わる計画)

第6条 前条に掲げる目標を達成するため、第4条に規定する重点施策ごとに、輸送の安全を確保するために必要な計画を作成する。

第3章 輸送の安全を確保するための事業の管理体制

(社長の責務)

第7条 社長は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を有する。

2. 経営トップは、輸送の安全の確保に関し、予算の確保、体制の構築等必要な措置を講じる。

3. 経営トップは、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者の意見を尊重する。

4. 経営トップは、輸送の安全を確保するための業務の実施及び管理の状況が適切か否かを常に認識し、必要な改善を行う。

(社内組織)

第8条 次に掲げる者を選任し、輸送の安全の確保について責任ある体制を構築し、輸送の安全を確保するための企業統治を適確に行う。

(1) 安全統括管理者

(2) 運行管理者

(3) 整備管理者

(4) その他必要な責任者

2. ブロック長は、安全統括管理者の命を受け、輸送の安全確保に関し、管内営業所長を統括し、指導監督を行う。

3. 営業所長は、ブロック長の命を受け、輸送の安全の確保に関し、当該営業所を統括し、指導監督を行う。

4. 輸送の安全に関する組織体制は及び指揮命令系統については、安全統括管理者が病気等を理由に本社不在である場合や重大な事故、災害等に対応する場合も含め、別に定める組織図による。

(安全統括管理者の選任及び解任)

第9条 社長は、常勤取締役のうち、旅客自動車運送事業運輸規則第47条の5に規程する要件を満たす者の中から安全統括管理者を選任する。

2. 安全統括管理者が次の次号のいずれかに該当することとなったときは、当該管理者

を解任する。

- (1) 国土交通大臣の解任命令が出されたとき。
- (2) 身体の故障その他やむを得ない理由により職務を引き続き行うことが困難になったとき。
- (3) 関係法令等の違反又は輸送の安全の確保の状況に関する確認を怠る等により、安全統括責任者がその職務を引き続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼす恐れがあるとみと認められたとき。

(安全統括管理者の責務)

第10条 安全統括責任者は、次に掲げる責務を有する。

- (1) 全社員に対し、関係法令等の遵守と輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底すること。
- (2) 輸送の安全確保に関し、その実施及び管理体制を確立、維持すること。
- (3) 輸送の安全に関する方針、重点施策、目標及び計画を誠実に実施すること。
- (4) 輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、社員に対し周知を図ること。
- (5) 輸送の安全の確保の状況について、定期的に、かつ必要に応じて、随時、内部監査を行い、経営トップに報告すること。
- (6) 経営トップ等に対し、輸送の安全の確保に関し、必要な改善に関する意見を述べる等改善の措置を講ずること。
- (7) 運行管理が適切に行われるよう、運行管理者を統括管理すること。
- (8) 整備管理が適切に行われるよう、整備管理者を統括管理すること。
- (9) 輸送の安全を確保するため、社員に対して必要な教育又は研修を行うこと。
- (10) その他の運送の安全の確保に関する統括管理を行うこと。

第4章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理方法

(輸送の安全に関する重点施策の実施)

第11条 輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、輸送の安全に関する目標を達すべく、輸送の安全に関する計画に従い、輸送の安全に関する重点施策を着実に実施する。

(輸送の安全に関する情報の共有及び伝達)

第12条 経営トップと現場や運行管理者と運転手等との双方向の意思疎通を十分に行うことにより、輸送の安全に関する情報が適時適切に社内において伝達され、共有されるように努める。また、安全を損なうような事態を発見した場合には、看過したり、隠蔽したりせず、直ちに関係者に伝え、適切な対処策を講じる。

2. ブロック長は、各営業所長に現場の活動において、以下の情報をもって安全管理のリスクを低減するため、情報を整理し、分析すると共に適宜対応策を実施する。

- (1) 車両整備状況
- (2) 気象状況に応じた対応事例
- (3) 道路工事状況
- (4) 乗務員の健康管理
- (5) ヒヤリ・ハット情報
- (6) 事故情報

3. ブロック長は、原則、年に2回の頻度で、上記のリスクの明確化と低減活動の状況について安全統括管理者に報告する。

4. 安全統括管理者は、トラブル及び事故の再発を防止するために被害規模、被害程度を考慮して、資源（費用を含む）の提供と共に社長に報告する。

(事故、災害等に関する報告連絡体制)

第13条 事故、災害等が発生した場合における当該事故、災害等に関する報告連絡体制は別に定めるところによる。

2. 事故、災害等に関する報告が、安全統括管理者、経営トップ又は必要な部局等に速やかに伝達されるよう努める。

3. 安全統括責任者は、社内において報告連絡体制の周知を図るとともに、第1項の報告連絡体制が十分に機能し、事故、災害等が発生した後の対応が円滑に進むよう必要な指示等を行う。

4. 自動車事故報告規則（昭和26年運輸省令第104号）の定める事故、災害等が起こった場合は、報告規則の規定に基づき、国土交通大臣へ必要な報告又は届出を行う。

(輸送の安全に関する教育及び研修)

第14条 第5条の輸送の安全に関する目標を達成するため、必要となる人材育成のための教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、着実に実施する。

(輸送の安全に関する内部監査)

第15条 安全統括管理者は、自ら又は安全統括管理者が指名する者を実施責任者として、安全マネジメントの実施状況等を点検するため、少なくとも1年に1回以上、適切な時期を定めて輸送の安全に関する内部監査を実施する。

また、重大事故、災害等が発生した場合又は同種の事故、災害等が繰り返し発生した場合、その他特に必要と認められる場合には、緊急に輸送安全に関する内部監査を実施する。

2. 安全統括管理者は、前項の内部監査が終了した場合は、その結果を改善すべき事項が認められた場合はその内容を速やかに、経営トップに報告するとともに、輸送の安全の確保のために必要な方策を検討し、必要に応じ、当面必要となる緊急の是正措置又は

予防措置を講じる。

(輸送の安全に関する業務の改善)

第16条 安全統括管理者から事故、災害等に関する報告又は前条の内部監査の結果や改善すべき事項の報告があった場合若しくは輸送の安全の確保のために必要と認める場合は、輸送の安全の確保のために必要な改善に関する方策を検討し、是正措置又は予防措置を講じる。

2. 経営トップは、安全マネジメントの態勢及び機能が、効果的に実行されていることを、1年に1回年度末に見直しを行う。

3. 見直しに際して、安全マネジメントの実施状況を確認し、改善の必要性と方策の実施時期についての評価を行う。また、必要に応じ、安全方針の見直しを行う。

4. 安全マネジメントの態勢が、適切かつ効果的に実行されるために、継続的な改善を実施し、活動において発生・発見した事故及び災害並びに規定された事項結果等から明らかになった課題について、必要な是正処置又は予防措置を行う。

5. 悪質な法令違反等により重大事故を起こした場合は、安全対策全般又は必要な事項において現在よりも更に高度な安全の確保のための措置を行う。

(情報の公開)

第17条 輸送の安全に関する基本的な方針、輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況、自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計、安全管理規定、輸送の安全のために講じた措置及び講じようとする措置、輸送の安全に係る情報の伝達体制及びその他の組織体制、輸送の安全に関する教育及び研修の実施状況、輸送の安全に関する内部監査の結果並びにそれに基づき講じた措置及び講じようとする措置、安全統括管理者に係る情報について、毎事業年度終了後100日以内に公表する。

2. 事故発生後における再発防止策等、行政処分後に輸送の安全確保のために講じた改善状況について国土交通省に報告したときは、速やかに公表する。

(輸送の安全に関する記録の管理)

第18条 安全管理体制の運用結果を記録に残すために、次に掲げる記録を作成し、適切に維持、管理する。

(1) 安全管理体制を構築・改善する上で基本となる記録

- ① 安全統括管理者から社長への報告内容に関する記録
- ② 事故等に関する情報の報告内容に関する記録
- ③ 安全管理体制の構築・改善に必要な教育・訓練に関する記録
- ④ 内部監査に関する記録
- ⑤ マネジメントレビューに関する記録

⑥ 是正措置および予防措置に関する記録

(2) 関係法令等により作成を義務付けられている記録

(3) その他安全管理体制を構築・改善する上で当社が必要と判断した記録

2. 記録の管理等に関しましては、必要に応じて見直しを行う。

(附則)

この規程は、平成25年12月1日から実施する。